

(社) 日本玩具協会の  
「子供用金属製アクセサリー類等からの鉛溶出への対応について」

(「鉛含有金属製アクセサリー類等の安全対策に関する検討会」用資料)

平成 18 年 9 月 27 日  
(社) 日本玩具協会

## 目 次

1. 我が国の玩具安全の枠組について	1
2. 主要各国の玩具安全の体系	2
3. 欧州の玩具規制のスキーム	3
4. 内外の玩具安全基準	4
5. ST 基準・ST マーク制度の仕組	5
6. ST 制度における玩具の範囲	6
7. 日本玩具協会の子供用金属製アクセサリー類等の鉛使用に関する対応への取組経緯	7
8. 「子供用金属製アクセサリー類等」の鉛に関する追加的措置	8
9. これまでの措置と今回の追加的措置の位置付け	17
10. 玩具又はその部品等の誤飲防止対応	18
11. 「子供用金属製アクセサリー」に関する欧米の取扱いについて	21

## 1. 我が国の玩具安全の枠組について

[我が国の玩具安全の枠組]

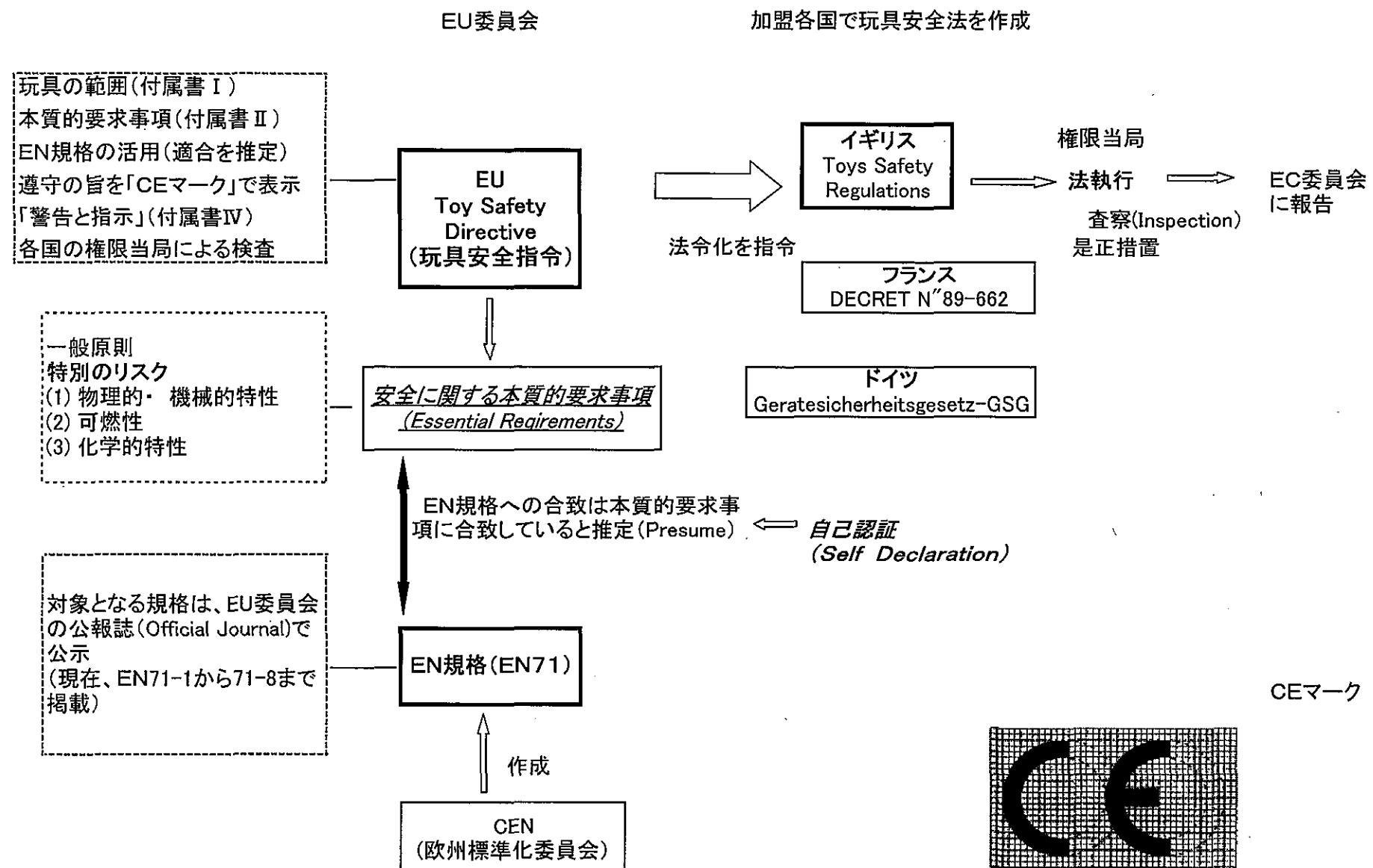
業界の自主的取組（ST基準・STマーク制度）と民事責任  
(PL法による賠償責任) の組合せによる玩具安全の確保

1. 「ST基準・STマーク制度」を活用し、STマークを表示して安全な玩具を市場に提供
2. 消費者は STマークを目印にして、安心して玩具を購入できる。
3. 万一の事故の際は、事業者は被害者に支払った損害賠償額を共済制度から填補。（被害者救済にも役立つ）
4. STマークを表示せずに玩具を販売した場合、事故が起こった際には、ST基準に適合しているかどうかが判断の重要な要素となる。（事業者のリスク）
5. 市場における選別

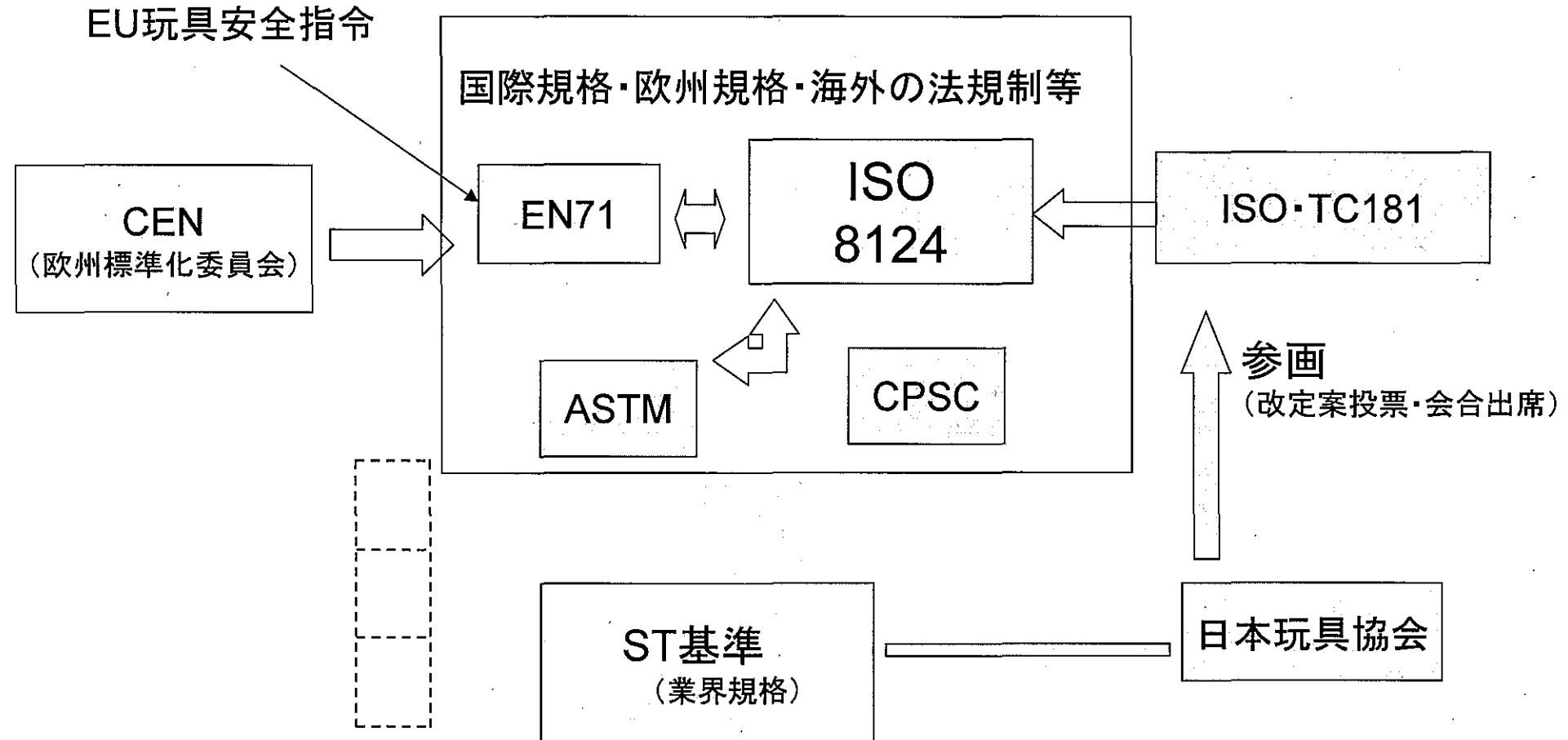
## 2. 主要各国の玩具安全の体系

	日本	欧州	米国
玩具安全法令	無	Toy Safety Directive (玩具安全指令) EU 各国の玩具安全法 (Act)	C.F.R
関連法規制	消費生活用製品安全法 食品衛生法（化学物質規制）	製品安全指令 フタル酸指令 RoHS 指令 etc.	有害物質法 消費製品安全法 子供玩具安全法 etc.
安全基準	ST 基準 (日本玩具協会基準)	EN71	C.F.R (法基準) ASTM963
認証	第三者認証	自己認証	自己認証
安全ラベル	ST マーク	CE マーク	無
賠償補償	玩具 PL 賠償補償共済	PL 保険を自己手当	PL 保険を自己手当
担当官署	経済産業省 厚生労働省	EU 加盟国 の権限当局	消費製品安全委員会 (C P S C)
業界団体	日本玩具協会	—	—

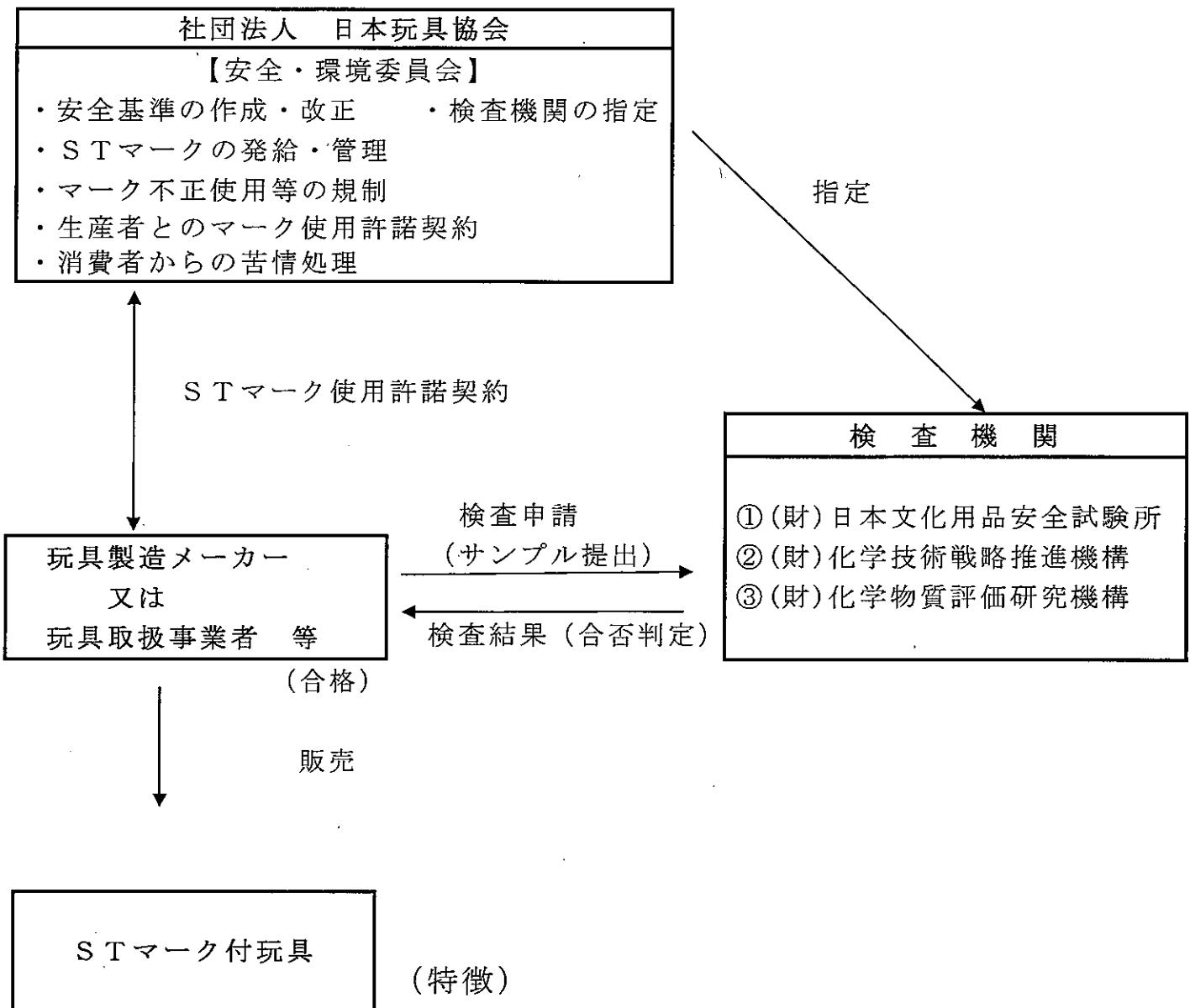
### 3. 欧州の玩具規制のスキーム



## 4. 内外の玩具安全基準



## 5. ST 基準・ST マーク制度の仕組



業界の自主基準 (Voluntary Standard)

第三者認証 (Third Party Assessment)

STマーク (Labeling)

損害賠償補償共済制度 (強制加入)

## 6. ST制度における玩具の範囲

	玩具 (15歳以上~)	文具	
アクセサリー		ローラースケート (18cm未満) 遊びのバトミントン ラケット	スポーツ用品 ローラースケート バトミントン用具 野球用具 テニス用具
身辺細貨	携帯スキーキー ホルダー	玩具 (14歳以下を対象年齢とするもの) シャングルジム(家庭用) フランコ(家庭用) 滑り台(家庭用)	遊具(不特定多数) ジャングルジム ぶらんこ 滑り台 鉄棒
			育児用品 歩行器 乳母車、ベビーカー

■はST対象商品

## 7. 日本玩具協会の子供用金属製アクセサリー類等の鉛使用に関する対応への取組経緯

平成 18 年 3 月 15 日 日玩協理事会

子供用金属製アクセサリー類等に関する会員企業の参加も得て、「子供用金属製アクセサリー類等の鉛使用に関する拡大判定会議」を開催し、下記を報告し、当協会としての対応方針の検討を行うこととなった。

1. 東京都の「金属製アクセサリー類等」の調査結果（3月6日発表）
2. 東京都・経済産業省から、当協会に対し、「金属製アクセサリー類等の安全確保」と「業界としての対応」の要請
3. 厚生労働省から、当協会に対し、会員企業に「消費者への適切な情報提供・製品における鉛含有の低減に努めることなど」の周知徹底方の依頼
4. 経済産業省・厚生労働省連名での、当協会に対する、「鉛を含有する子供用金属製アクセサリー類等の実態調査」の至急実施と状況把握の要請  
(上記3. 4の周知徹底・実態調査を速やかに実施)

4月5日 「拡大判定会議」

当協会の対応として、以下の原案（追加的措置）を作成。

「玩具に該当する子供用金属製アクセサリー類等（携帯ストラップ・キーホルダーを含む。）に対する玩具安全基準（ST基準）として、「ST基準1.5（塗装）」で適用されている「鉛の溶出基準値(90ppm)」と、ISO8124-3:1997「8.5 ガラス/セラミック/金属材料」の試験方法(EN71-3:1995「8.5」も同旨)を暫定的に要件として追加する。

4月25日 「安全・環境委員会」

「拡大判定会議」で作成した「追加的措置」の原案を承認。

5月10日 書面による臨時理事会にて上記原案を了承・決定。

5月17日 「会員会社」及び「STマーク使用許諾契約者」に上記追加的措置を文書で通知。

7月1日 追加的措置を実施

## 8. 「子供用金属製アクセサリー類等」の鉛に関する追加的措置

平成 18 年 5 月 10 日

日本玩具協会

理事会決定

「子供用金属製アクセサリー類等」からの高濃度の鉛が検出された旨の東京都の調査結果を踏まえ、「玩具に該当する金属製アクセサリー類等」について、暫定的措置として、下記の措置を講ずることとする。

「玩具に該当する金属製アクセサリー類等（携帯ストラップ・キーホルダーを含む。）」に対する玩具安全基準（ST 基準）として、「ST 基準 1.5（塗装）」で適用されている「鉛の溶出基準値（90ppm）」と、ISO8124-3：1997「8.5 ガラス/セラミック/金属材料」の試験方法(EN71-3：1995「8.5」も同旨)を暫定的に要件として追加する。

1. この基準を満たさないときは、ST 検査機関が行う ST 基準適合検査に合格することができないことになり、当該「金属製アクセサリー類等」には「ST マーク」を付すことができない。
2. 対象製品は、「玩具に該当する金属製アクセサリー類等」とする。
3. 対象となる製品の対象年齢は、「14 歳以下」とする。
4. 実施は、平成 18 年 7 月 1 日とする。

### （説明）

1. 「鉛の溶出基準値（90ppm）」は、ISO 8124 及び EN71（欧州玩具安全規格）において規定されている基準値である。

玩具安全基準（ST 基準）は、「玩具・その構成部品に施された塗装」及び「書画用品に使用されているインク」に対して当該基準を適用しているが、「（玩具に該当する）金属製アクセサリー類等」についてはこれまでこの基準は適用されていなかった。

2. 上記 ISO・EN の「溶出基準値 90ppm」は、(特に誤飲する危険性の高い)乳幼児が誤飲した場合のリスクを想定して設定された基準である。この基準を満たすことで、鉛に関して「金属製アクセサリー類等」の安全は確保されるものと考えられる。
3. 「金属製アクセサリー類等」には、東京都の調査の対象となった「携帯ストラップ」、「キーホルダー」を含む。
4. 「金属製」の範囲については、これを広く捉え、「アクセサリー」「携帯ストラップ」「キーホルダー」について、外から触れることができる、製品の「一部」(ボールチェーン等)に金属製の部品が使われている場合は、ST マーク制度・ST 基準において、「金属製」アクセサリー類等として取り扱うこととする。

ひとつの製品に取外し可能な複数の金属製の部品が存在する場合には、当該金属製の部品それぞれについて上記試験を実施する。
5. 当該新基準は、平成 18 年 7 月 1 日以降に新規に申請のあった ST 基準適合検査から適用する。

上記適用日（平成 18 年 7 月 1 日）において、既に ST 基準適合検査に合格している商品は、当該適用日以降も（新たに ST 適合検査を受けることなしに）引き続き当該商品に ST マークを付して販売することができる。

なお、この場合にあっては、当該商品の製造業者は、「厚生労働省・薬食化第 0308001 号」をもって厚生労働省（医薬食品局・化学物質安全対策室長名）から会員に対し周知徹底方の要請のあった「金属製アクセサリー等の製造業者においては、製品における鉛含有を低減させるよう努めること」との指導を踏まえ対応を進めるよう、一層の周知徹底を図るものとする。
6. 現行の ST 基準により ST 基準適合検査に合格した商品の中にも、新基準の鉛基準値を満たしているものが相当数存在すると考えられることから、誤解が生じることを避けるために、現行基準による検査と新基準による検査に関し、ST マーク表示方法などにおいて特段の区別は設けないこととする。

# ISO8124-3 : 1997 「8.5 ガラス/セラミック/金属材料」の試験方法

## 8.5 ガラス／セラミック／金属材料

### 8.5.1 試料の採取／作成手順

玩具及び構成品には、まず、ISO 8124-1 に従って関連の試験を行わなければならぬ。玩具又は構成品が小型部品用円筒の中に納まるもので、また、接触可能なガラス、セラミック又は金属材料を含んでいる場合、玩具又は構成品は、8.1.1 に従って全ての被覆を除去した後、8.5.2 に従って試験する（附属書D 参照）。

備考：接触可能なガラス、セラミック又は金属材料を含んでいない玩具及び構成品には、8.5.2 による試験は行わない（附属書D 参照）。

### 8.5.2 試験手順

玩具又は構成品を、高さ 60mm、直径 40mm 呼び寸法をもつ 50ml のガラス容器の中に入れる。 $(37 \pm 2)^\circ\text{C}$  の十分な容量の 0.07mol/l(6.1.1 参照) の塩酸水溶液を、玩具又は構成品をちょうど覆うように加える。容器にふたをして、内容物を光から保護し、 $(37 \pm 2)^\circ\text{C}$  の温度で 2 時間、そのままの状態を維持する。

備考：この種の容器には、小型部品用円筒内に納まるすべての玩具又は構成品を入れる。

遅滞なく、まず最初にデカンテーションの後、薄膜フィルタ（6.2.3 参照）でろ過して、また必要であれば、5000g\*（6.2.4 参照）以下で遠心分離して、溶液から固形物を効率的に分離する。分離は、放置時間の終了後できるだけ早く完了する。遠心分離に 10 分を超える時間を費やしてはならず、また 10e) に従って報告する。

得られた溶液を、分析まで、24 時間を超えて保存しなければならない場合、保存溶液の濃度が約  $c(\text{HCl}) = 1\text{mol/l}$  になるように、塩酸を加えて安定させる。

$$g^* = 9.80665 \text{m/s}^2$$

## (引用)

### 8.1 塗料、ワニス、ラッカー、印刷、ポリマー及び類似被覆

#### 8.1.1 試料の採取／作成手順

室温で、試験室試料から機械的手段で被覆を除去し、これを周囲温度を超えない温度で細かく碎く。0.5mm 目の金属製ふるいを通過させて、100mg 以上の測定試料を得る（6.2.1 参照）。

細粉した均一の被覆が 10mg～100mg しか得られない場合は、これを 8.1.2 に従って試験し、該当する元素の量を 100mg の測定試料を使用したものと仮定して計算し、測定試料の質量を 10e) に従って報告する。

その性質上、細粉できない被覆（例、弹性／可塑性塗料）については、被覆を粉碎しないで、試験室試料から測定試料を採取する。

#### 8.1.2 試験手順

適切な寸法の容器（6.2.6 参照）を使用し、上のようにして準備した測定試料を、その質量の 50 倍で、温度が（37±2）℃の 0.07 mol/l 塩酸水溶液（6.1.1 参照）と混合する。測定試料の質量が 10mg～100mg の間にある場合は、測定試料を（37±2）℃で 5.0mol の塩酸水溶液と混合し、1 分間振り混ぜ、混合物の酸性度をチェックする。pH 値が 1.5 より高い場合は、pH が 1.0～1.5 の間になるまで、約 2mol/l の塩酸水溶液（6.1.4 参照）を振り混ぜながら滴下する。混合物には、光が当たらないようにする。（37±2）℃（6.2.5 参照）で混合物を 1 時間、連続して振り混ぜた後、（37±2）℃で 1 時間放置する。

遅滞なく、まず最初に薄膜フィルタ（6.2.3 参照）でろ過して、また必要であれば、5000g\*（6.2.4 参照）以下で遠心分離して、溶液から固形物を効率的に分離する。分離は、放置時間の終了後、できるだけ早く完了する。遠心分離に 10 分を超える時間を費やしてはならず、また 10e) に従って報告する。

得られた溶液を、分析まで、その作業日を超えて保存しなければならない場合、保存溶液の濃度が約  $c(\text{HCl}) = 1\text{mol/l}$  になるように、塩酸を加えて安定させる。

## 附属書D (参考)

このISO8124-3の要求事項及び試験方法の背景及び理論的根拠

### D10 ガラス／セラミック／金属材料 (8.5 参照)

#### D 10.1 試料の採取／作成方法 (8.5.1 参照)

ISO8124-1 の小型部品用円筒に完全に納まらない玩具又は構成品は、摂取による危機がなく、また垂涎シミュレータで得られる抽出量は取るに足らない量であるため、試験は行わない。小型部品用円筒は、該当するすべての年齢層の玩具／玩具構成品の寸法の評価に使用する。ガラス、セラミック及び金属材料の粉砕は不適切である。試験液を振り混ぜるのは、多くの例について非現実的であり、そのため、抽出は溶液を振り混ぜないで行う。容器の直径及び測定試料の向きは、変数を最小限に抑えるように選定した。

ISO8124-1 で規定している、ガラス、セラミック及び金属が接触しないよう完全に被覆されたガラス、セラミック及び金属材料は、この要求事項に従った試験は行わない。

ガラス、セラミックは及び金属材料の表面が、たとえ部分的にせよ被覆で覆われていても、接触可能な場合は、これらの材料を、8.1.1 の方法に従ってその部分被覆を完全に除去した後、8.5.2 に従って試験する。玩具は、この規格の第 7 節に規定している試料として一つしか採取されないため、この手順は妥協策である。

## 6 試薬及び装置

備考 第9節で規定している分析試験の実施に必要な試薬、材料及び装置について、推奨事項はない。

### 6.1 試薬

分析中は、認定された分析等級の試薬だけを用いる

6.1.1 塩酸溶液,  $c(\text{HCl}) = (0.07 \pm 0.005) \text{ mol/l}$

6.1.4 塩酸溶液,  $c(\text{HCl})=2\text{mol/l}$

### 6.2 装置

通常の試験室装置、及び次のもの。

6.2.1 平織すき網ステンレス鋼ふるい、目の名目寸法が 0.5mm で附属書 B の表 B.1 に示す公差のもの

6.2.2 pH の測定手段、 $\pm 0.2\text{pH}$  単位の精度のもの。相互汚染を防止する

6.2.3 薄膜フィルタ、孔径が  $0.45 \mu\text{m}$  のもの

6.2.4 遠心分離装置、 $(5000 \pm 500) \text{ g*}$  で遠心分離できるもの

6.2.5 混合物を攪拌するための手段  $(37 \pm 2)^\circ\text{C}$  の温度でできる

6.2.6 総容量の容器の選集、酸塩抽出物の容積の 1.6 倍から 5.0 倍の間のもの

$$\text{g*} = 9.80665 \text{ m/s}^2$$

附属書B (規定)

ふるいの要求事項

表 B.1-ふるいの寸法及び公差

寸法

mm

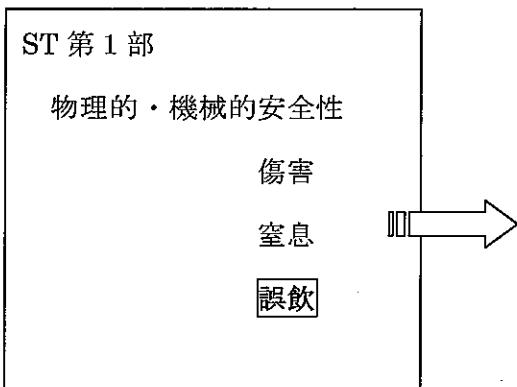
目の名目寸法	試験用ふるい のワイヤの名 目径	公 差		
		個々の目の寸 法に対する最 大偏差	平均的な目の 公差	中間偏差（目の 少なくとも 6% は、呼び寸法に この数値を足 した数字を上 回らない）
0.500	0.315	+0.090	±0.018	+0.054

## 10 試験報告書

試験報告書には、少なくとも次の情報を記載しなければならない。

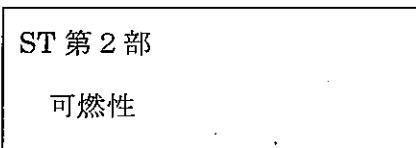
- a) 試験した製品及び／又は材料のタイプ及び識別
- b) この ISO 8124 の引用 (ISO 8124-3 : 1997)
- c) 各元素の量の測定に使用した技法及び、限度値が第 9 節の要求事項から逸脱している場合は、その検出限界
- d) 結果が可溶性元素に関するものであることを明記した、mg 成分/kg 材料で表した試験の結果
- e) 測定試料を作成するために用いた（第 8 節による）手順の詳細（例えば、母材が含まれていたかどうか、分析に先だって溶液から固形物を分離するため遠心分離が必要だったかどうか pH 値を下げたために追加の酸が必要だったかどうか、固形物と酸抽出物の比が 1 : 50 を超え、玩具材料中のグリース、オイル、ワックス又は類似の物質を除去するのに溶剤を使用したかどうか、を含む）、及び試料を 1 晩保管するために 1mol/l に調節したかどうかの記述
- f) 合意による、又はその他、規定の試験手順からの逸脱
- g) 試験日

## 9. これまでの措置と今回の追加的措置の位置付け

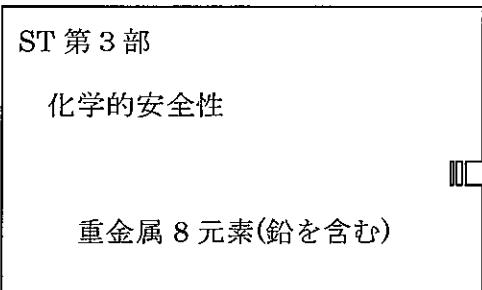


### 3歳未満を対象年齢とする玩具

玩具本体又はその取外し可能な構成部品は、「小部品シリンドー」に納まらないこと。  
取外しできない構成部品であっても、  
①子供が接触可能な部分の最大寸法が 6mm 以下の場合は 50N(5.1kg 重)、②接触可能な部分の最大寸法が 6mm 超の場合は 90N(9.2kg 重)の力をかけたときに分離する物体があるときは、当該分離した物体は「小部品シリンドー」に納まらないこと。



### 表示ガイドライン：「絵記号・注意表記」



### 玩具の本体及びその構成部品に施された「塗装」を検査

3歳以上を対象年齢とするものであっても、玩具本体又はその取外し可能な構成部品が「小部品シリンドー」に納まる場合（誤飲の可能性あり）、当該玩具又はその構成部品に対する玩具安全基準（ST 基準）として、「ST 基準 1.5（塗装）」で適用されている「鉛の溶出基準値（90ppm）」と、ISO8124-3 : 1997 「8.5 ガラス/セラミック/金属材料」の試験方法(EN71-3 : 1995 「8.5」も同旨)を暫定的に要件として追加する。

## 10. 玩具又はその部品等の誤飲防止対応

### 1. ST基準・STマークにおける対応

ST第1部「機械的・物理的特性」において、「小部品テスト」を規定し、3才未満の子供を対象とする玩具から小部品が生じる場合にはSTマークの付与を認めていない。

(参考)

#### 4.2.2.1 小玩具と分離可能な部品

3才未満の子供のための玩具及びその分離可能な部品は5.15項に規定されているテスト円筒の内部にどのような位置であれ納まつてはならない。除外項目は、繊維製、紙製、柔軟なシート及び3才未満の子供が触れることができない部分とする。

#### 4.2.2.2 分離不可能な部品

3才未満の子供用玩具で、これにガラス、金属、木、プラスチックその他の非柔軟性(空気入ビニール玩具の空気栓は除外される。)材料で作製された部品がついているものは、それらの部品は

(1) 子供が歯や指でとり出せないように埋め込む。

又は

(2) 次の状態にゆだねた時、分離しないように、玩具にとりつける。

①触れ得る最大の寸法が6mm以下の場合は、50N(5.1kg)の力をかける。

②触れ得る最大の寸法が6mmを超える場合は90N(9.2kg)の力をかける。

又は

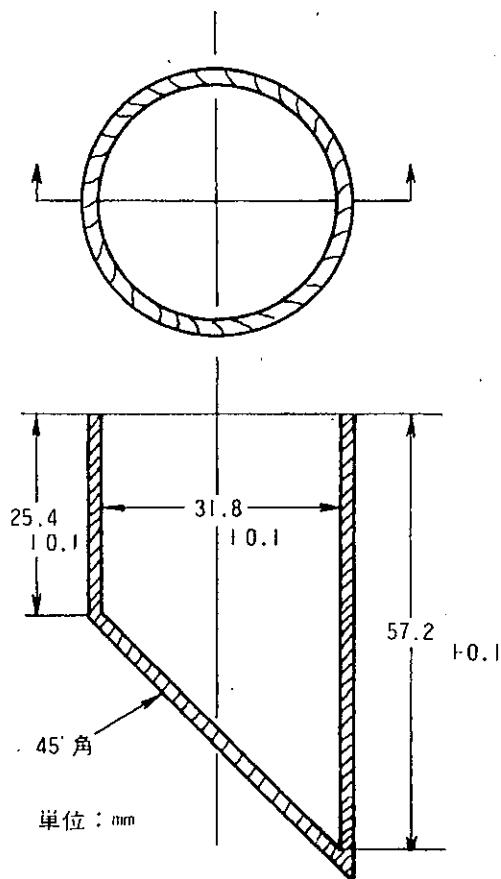
(3) 5.15項に規定されているテスト円筒の内部にどのような位置にも、納まらないものであること。

## 試験方法

### 5.15 小玩具及び分離可能な部品(4.2.2.1項参照)

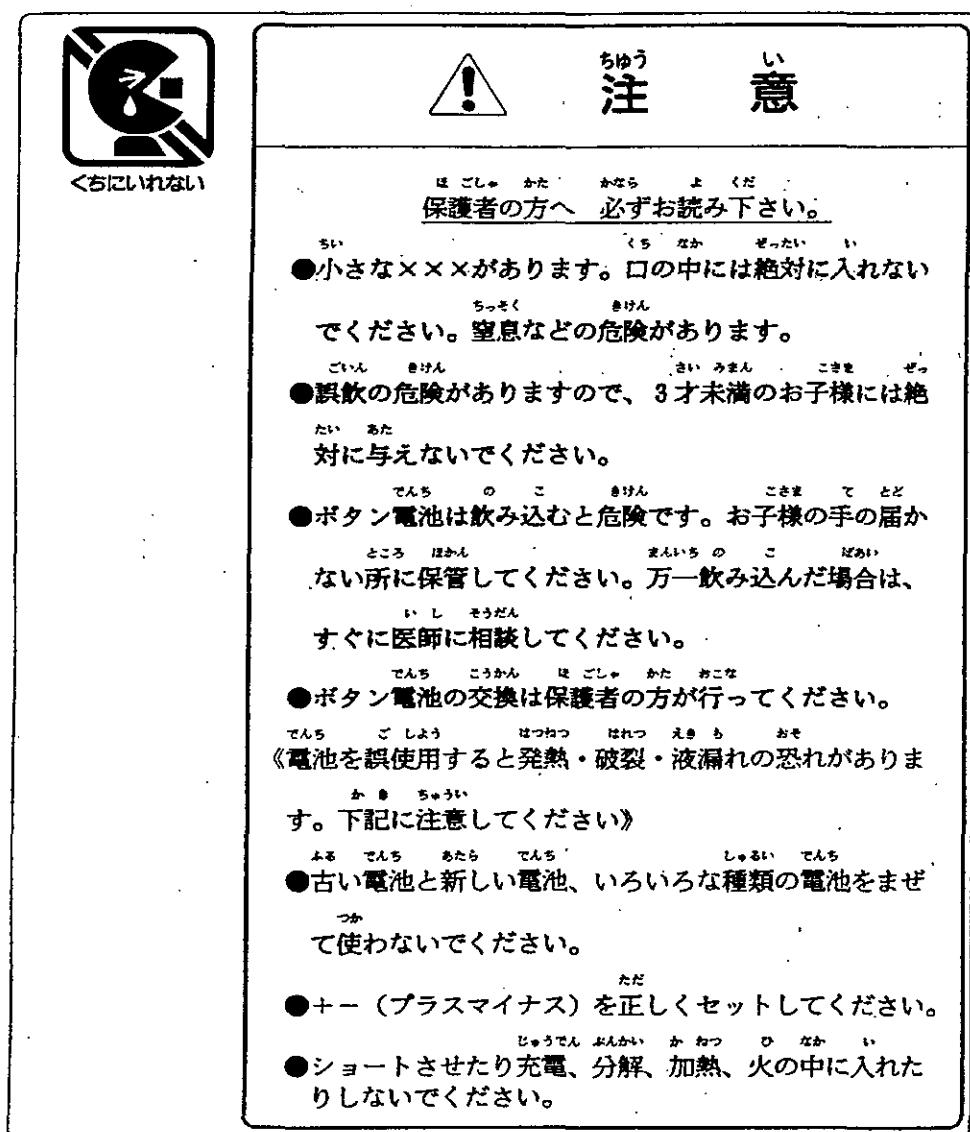
玩具(あるいは分離可能な部品)を図8に示した寸法を持つ円筒内に圧縮しない状態で置く。玩具が円筒内におさまるかどうか調べる。

図8



## 2. 絵記号・注意表記による対応（S T基準ガイドライン）

S Tマークを使用する場合、3歳以上を対象の玩具にあっても、小部品が生じる可能性のあるものには、絵記号「くちにいれない」を付けるとともに、「誤飲の危険がありますので、3才未満のお子様には絶対に与えないでください。」との注意表示を付けることとしている。



## 11. 「子供用金属製アクセサリー」に関する欧米の取扱いについて

### ○ 「子供用アクセサリー」の玩具安全基準等での取扱い

欧洲 Toy Directive/EN71 「子供用アクセサリー」は対象外

米国 連邦有害物質法(FHSA) 「Toy or other article」(15.U.S.C. § 1261(q)(1)(A))  
に該当

ASTM963 「子供用アクセサリー」は対象外

日本 ST 基準 玩具に該当するときは「子供用アクセサリー」も  
STマーク制度の対象

社団法人 日本玩具協会

業務案内



## 理念

おもちゃは、いつも私たちが

初めて出会いの「はじまり」です。

おもちゃは、子どもの幻想に光を当て、  
想い心を育むよこ友達です。

おもちゃは、それぞれの民族や国を代表して  
文化の豊かさを示す尺度です。

私達は、おもちゃを通じて赤ちゃんから

お年寄りまで、人々の暮らしに潤じと輝きを与へたい

文化の創造者であつ、樂しく、安心で、

求めやすいおもちゃを提供するのことを通じて、

文化を支える大切な役割を果たしています。

そして、私たち玩具人は、誇りを持つて

社会に貢献することを約束します。



おもちゃは子供の友達…。

Business Information ST



社団法人 日本玩具協会  
会長 戸所 正敏

### 会長挨拶

子供は私たちが、人類の未来から託された宝です。そして、「おもちゃ」は子供たちが成長する上で、欠くことのできない友達であり、また、宝物であります。

私ども日本玩具協会は、子供たちの健やかな発育・成長を願い、また、玩具産業に携わることへの誇りを持って、玩具業界の力を結集し、安全確保、産業向上・振興、国際交流など各般の事業を推進しています。特に、親御さんの最大の関心である子供の安全・安心を確保するために、玩具安全マーク(STマーク)事業を実施するとともに、障害のある子供さんも玩具で楽しく遊べるように「共遊玩具活動」を推進しています。また、東京ピックサイトで玩具見本市「東京おもちゃショー」を開催し、新商品を社会に広く紹介するなど玩具業界の社会への発信に努めています。なお、子供たちがおもちゃと直接に触れ合い楽しむ機会が少なくなっていることを踏まえ、2006年の「東京おもちゃショー」では、会期の後半をパブリックデーとして、広く一般に公開し、おもちゃで遊び楽しんでいただきます。

日本の玩具市場は米国に次いで世界第二の規模にあります。少子化など厳しい状況はありますが、この市場を足場に、世界に向けて、メッセージ性の高い玩具を輩出すべく努力してまいります。

## 協会の概要

名 称 社団法人 日本玩具協会 (The Japan Toy Association)

所在地 〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル5F

TEL 03-3829-2513 Fax 03-3829-2510

URL <http://www.toys.or.jp>

会 長 戸所 正敏  
とところ まさとし

設 立 1967年(昭和42年) 8月1日

沿革 1962年(昭和37年) 2月 社団法人 日本玩具国際見本市協会 設立

10月 第1回日本玩具国際見本市開催

1967年(昭和42年) 8月 社団法人 日本玩具協会 設立(台東区寿)

1971年(昭和46年) 10月 玩具安全対策事業(STマーク制度) 発足

1974年(昭和49年) 10月 玩具賠償責任補償共済制度スタート

1975年(昭和50年) 9月 玩具産業国際協議会(ICTI)参加

1977年(昭和52年) 10月 「日本玩具国際見本市」の名称を変更(「東京国際玩具見本市」)

1978年(昭和53年) 5月 業界功労者表彰制度発足

1982年(昭和57年) 6月 「東京国際玩具見本市」の名称を変更(「東京おもちゃショー」)

1990年(平成2年) 3月 「小さな凸の提案」(現・共遊玩具推進事業) 発足

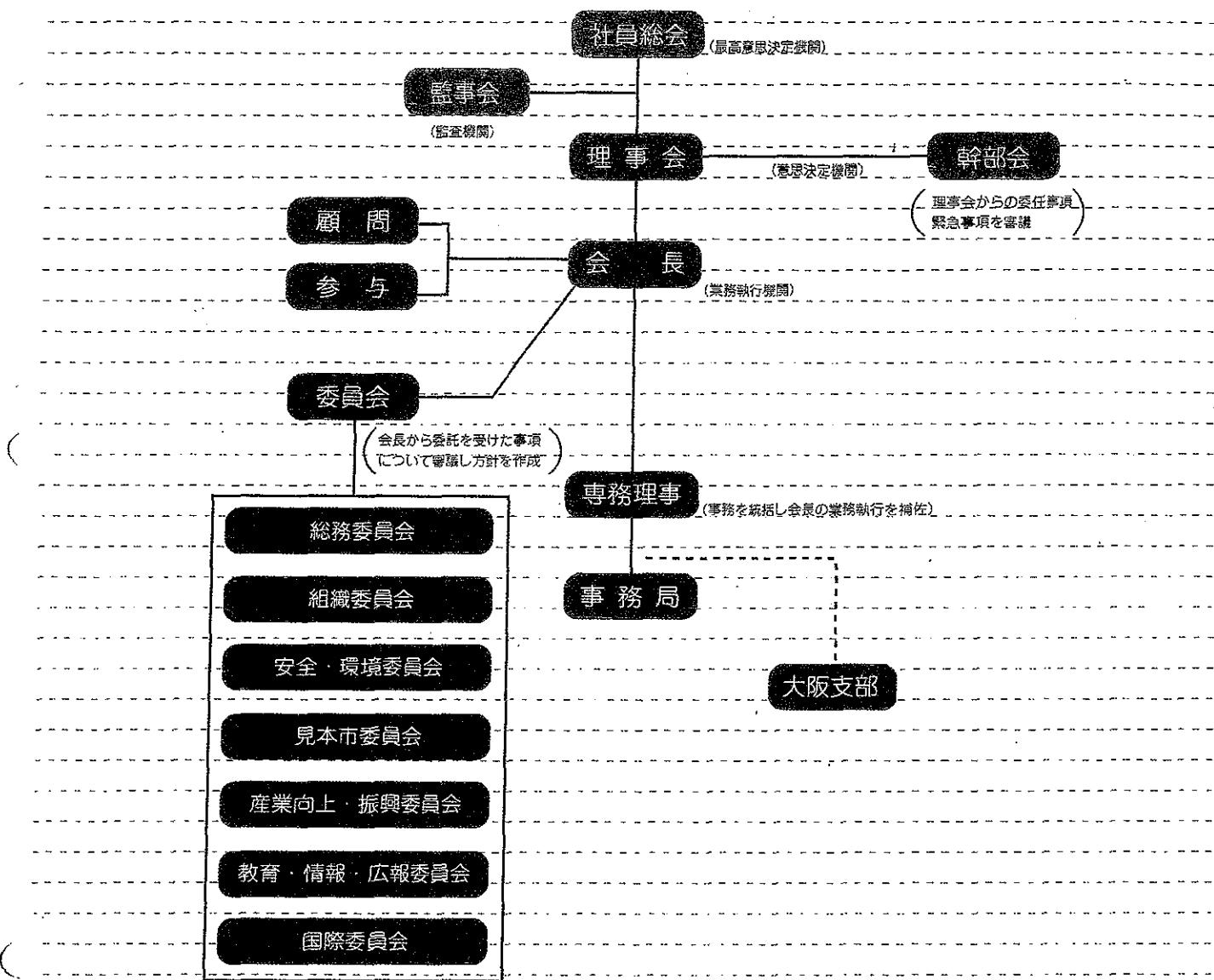
1995年(平成7年) 7月 新・玩具製造物責任補償制度実施に伴い、  
玩具PLセンター設置

2000年(平成12年) 6月 日本玩具協会、日本玩具国際見本市協会と合併

2001年(平成13年) 10月 玩具アドバイザー資格認定セミナー開催

2003年(平成15年) 7月 一般公開見本市「おもちゃみらい博」を  
パシフィコ横浜にて開催

# 社団法人 日本玩具協会機構図



委員会の構成について

委員会名	担当	委員長
総務	規程類の管理、予算決算、資産管理、総会・理事会運営、事務局監理監督	遠藤 洋一
組織	会員拡大、会員交流、業界功労者表彰	桐浦 千鶴子
安全・環境	STマーク制度の企画・運営、玩具安全基準の策定、PLセンター業務	佐藤 廉太
見本市	東京おもちゃショーの企画・実施に関する事（一般公開を含む）	國分 功
産業向上・振興	知的財産権、アフターサービス、共遊玩具に関する事、共済制度の監理	辻本 正司
教育・情報・広報	ホームページ開設すること、玩具関係情報の分析・提供に関する事	前田 道裕
国際	ICT・ACTIに関する事、玩具に関する国際的な取組み（CAREプロセス等）に関する事	田嶋 學

## 社団法人 日本玩具協会 役員名簿

役員名簿

平成17年9月21日現在

役職名	氏名	所属及び団体 名 称	役 職
会長	戸所 正敏	(株)アガツマ	代表取締役会長
副会長	高須 武男	(株)バンダイ	代表取締役会長
副会長	河合 洋	(株)ハピネット	代表取締役会長
副会長	富山幹太郎	(株)トミー	代表取締役社長
専務理事	津田 博	(社)日本玩具協会	(元 特許庁 審査業務部長)
常任理事	遠藤 洋一	(株)アポロ社	代表取締役社長
常任理事	桐渕千鶴子	ピープル(株)	取締役兼執行役
常任理事	國分 功	(株)セガトイズ	代表取締役社長
常任理事	佐藤 廉太	(株)タカラ	代表取締役会長
常任理事	田崎 學	日本トイザラス(株)	代表取締役会長兼社長兼CEO
常任理事	辻本 正司	(株)河田	取締役ゼネラルマネージャー
常任理事	前田 道裕	(株)エポック社	代表取締役社長
理事	安部 武宏	パイロットインキ(株)	専務取締役
理事	五十嵐武志	(株)イガラシ	代表取締役社長
理事	石上 幹雄	(株)メガハウス	代表取締役社長
理事	伊藤 巍	(株)博品館	取締役会長
理事	岩井 英雄	(株)いわい	代表取締役社長
理事	岩田 秋二	愛知県玩具卸商業協同組合	理事長
理事	内田 悅弘	日本プラモデル工業協同組合	理事長
理事	神下 英弘	(株)ビバリー	代表取締役社長
理事	工藤陽二郎	コナミ(株) トイ&ホビーカンパニー	プレジデント
理事	甲山 員司	(株)モリガング	代表取締役社長
理事	斎藤 晴正	(株)増田屋コーポレーション	代表取締役社長
理事	柴 康一	(株)シバ	代表取締役社長
理事	中島 伸二	(株)ナカジマコーポレーション	代表取締役社長
理事	野村 耕一	(株)トーホー	代表取締役社長
理事	町田 一郎	東京玩具人形問屋協同組合	理事
理事	松浦 弘昌	コンビ(株)	代表取締役社長
理事	矢野 定男	石川玩具(株)	代表取締役社長
理事	矢野 成一	(株)やのまん	代表取締役社長
理事	山浦 建二	大和玩具(株)	代表取締役社長
理事	山縣 常浩	東京玩具人形問屋協同組合	専務理事
理事	山田徳兵衛	(株)吉徳	代表取締役社長
監事	石黒 炳三	大阪玩具事業協同組合	相談役・理事
監事	眞下 治隆	東京都紙製綜合玩具有業協同組合	理事長

## 1. 玩具安全(STマーク)

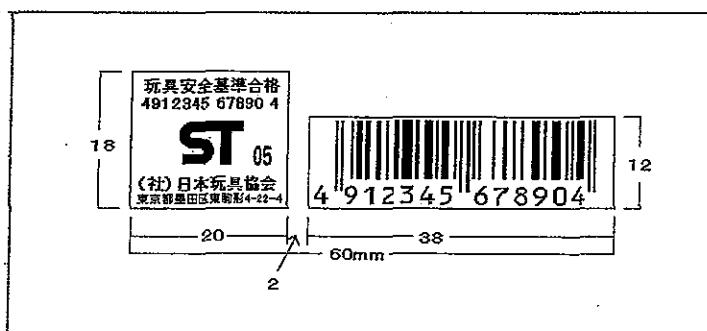
玩具は子どもが使うものなので、その安全・安心が何より重要です。そこで当協会では、官庁、学識経験者、

消費者代表とも協議の上、1971年(昭和46年)に「おもちゃの安全基準」を制定しました。

この安全基準に合格した玩具には「ST(セーフティトイ=安全な玩具)マーク」を付けることができます。

「STマーク」の付いている玩具は、「安全面に深い注意を払って作られた、安心できる玩具」と

業界が太鼓判を押したもので



### ●玩具安全基準(ST基準)

#### (1) 機械的・物理的特性

子どもが怪我をしないよう、玩具の形状や強度に関する基準を設け、検査をします。

#### (2) 可燃性

ぬいぐるみ、おもちゃのテント・家、そのほか子どもが身に着ける玩具について、使用してはいけない材料(セルロイド等)ではないか、また燃えやすい玩具ではないかを検査します。

#### (3) 化学的特性

玩具の材料に有害な物質が使われていないかを調べる検査です。

### ●STマークの損害賠償責任補償制度

STマーク付きの玩具で万一事故が起こった場合に、契約者(当協会とSTマーク使用許諾契約を締結した事業者)が

被害者に対して必要かつ十分な補償を行えるよう、また、消費者の利益保護を万全にするため、当協会では

STマーク付き玩具に関する賠償責任補償共済制度を設けるとともに、契約者にはPL共済(保険)に加入することを義務付けています。

補償額(上限)は対人1億円、対物2千万円、見舞金30万円となっています。

日本玩具協会

指定検査機関

STマーク 使用許諾契約

玩具についてST基準適合性検査を実施  
適合性の判定

玩具関係事業者

STマークを付けて玩具(安全・安心な玩具)を販売

消費者

(購入) 事故が生じた場合にPL保険等による救済



## ■ Business Information ST

### 2. 見本市(東京おもちゃショー)

日本の玩具市場は米国に次いで世界第二の規模にあり、玩具メーカーをはじめ多くの玩具小売・卸事業者が玩具ビジネスに携わっています。当協会では、新商品の発表や商談を促進するために、日本の玩具業界の最大のイベントとして玩具見本市「東京おもちゃショー」を毎年開催しています。

「東京おもちゃショー2005」は、2005年(平成17年)

7月19日(火)～21日(木)の3日間、東京ビッグサイト東展示棟

(2,3ホール)において、出展社114社(国内104社、海外10社)で

開催いたしました。(写真)

来場者数は、内外あわせて14,618名でした。報道関係者も多数

来場し、テレビ放映も28番組(97分)となっています。

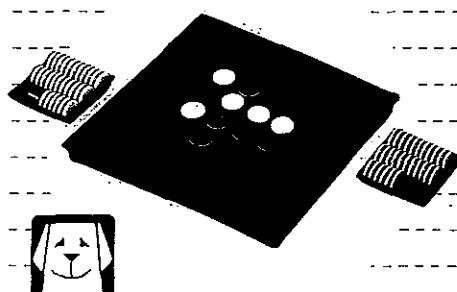
専門店・百貨店の玩具売場が縮小し、子ども達が玩具に直接

触れる場が少なくなっています。そこで、当協会は、「東京おもちゃショー2006」(平成18年7月13日(木)～16日(日))では、会期の後半を

一般公開日とし、子ども達が多くの玩具と触れて楽しむ機会を提供することにしています。



### 3. 共遊玩具



白と黒の手触りが違います

当協会は、玩具業界の社会還元活動の一環として、

「共遊玩具推進活動(旧・「小さな凸」の提案)」を推進しています。

「共遊玩具」とは、目や耳の不自由な子供たちも普通の子供たちと

同じように遊ぶことができる「配慮」が施された玩具のことであり、

当協会の「産業向上・振興委員会 共遊玩具推進部」において「共遊玩具」の認

定をしています。共遊玩具に認定された玩具は、2005年は約50点、これまで全部で

約500点となっています。また、共遊玩具のパンフレットを作成(1.5万部)し、全国の

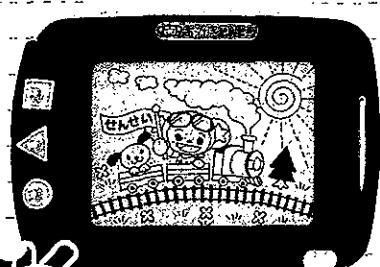
盲学校、玩具専門販売店、卸事業者に配布し普及に努めています。

共遊玩具推進活動は、バリアフリー運動の先駆として各方面に大きな影響を

与えてきました。当協会は、この活動が「特別なこと」ではなく、「当たり前の

こと」として広く人々に受け止められるように推進を図ってまいりたいと考

えています。



実際に視覚障害の方と筆談の  
コミュニケーションに使用できます。

※ 共遊玩具での「配慮」とは、携帯電話の「5」に付いている突起(「凸」)のように、

玩具に「小さな凸」を付けるような工夫を指しています。こうした工夫をこらすことで、目の不自由な人々も

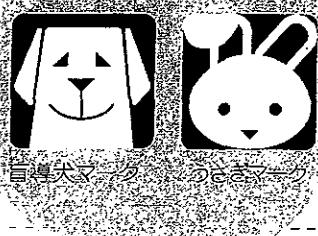
玩具で遊ぶことができるようになります。障害の有無に拘らず、「共用品」として使える製品となることを指しています。

目の不自由な人々のために「配慮」が施された玩具は「晴盲共遊玩具」(せいもうきょうゆうがんぐ)といい、

パッケージには盲導犬として活躍している「ラブラドール・レトリバー」をデザイン化した

「盲導犬マーク」が表示されています。耳の不自由な人々のために「配慮」が施された玩具は、

そのパッケージに「うさぎ」をデザイン化した「うさぎマーク」が表示されています。



このマークは1992年、豪州で開催された国際玩具産業協議会(ICTI: 参加14ヶ国)において

「国際共通マーク」として承認され、1993年から英国・米国・スウェーデンでも同様に

「晴盲共遊玩具」の活動が開始されました。

#### 4.各種共済(保険)事業

当協会では、団体のスケールメリットを活かし、合理的な掛金での各種共済(保険)事業を実施しています(下記)。

玩具製造物責任補償共済(製造物賠償責任保険)

玩具海外製造物責任(海外PL)共済(海外での事故に係る製造物賠償責任保険)

リコール共済(製品回収費用保険)

トイ保証共済(取引先の倒産等による販売代金回収を保全する取引信用保険)

物流共済(物流総合運送保険・外航貨物海上保険)

(注1) STマーク付玩具に係る事故への対応として、玩具賠償責任補償共済(STマーク付玩具の賠償責任保険)

があり、STマーク制度を利用する企業はこの保険に必ず入ることになっています。

(注2) 当協会の共済事業は、玩具賠償責任補償共済は協会が独自に運営していますが、その他の共済事業(保険)は、

協会が保険契約者として引受保険会社と契約し、会員を被保険者(かつ加入者)としてその掛金を基に運営を行っています。

#### 5.国際交流活動

当協会は、国際交流事業として、ICTI(International Council of Toy Industries)、

ACTI(Asia Council of Toy Industries)のメンバーとして、「企業行動規範」(Code of Business Practices)の

策定などの活動に参加、また、ISO・TC181(玩具の国際規格作成委員会)の国内対応委員会として

玩具の国際規格開発に参画しています。

(参考) ICTI(国際玩具産業協議会)

世界各国の玩具産業協会から構成される国際協議会

玩具の安全性の向上や、玩具産業の発展を促進することを目的として1974年に設立された。

参加は、豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、台湾、デンマーク、フランス、ドイツ、香港、ハンガリー、イタリア、日本、メキシコ、ロシア、スペイン、スウェーデン、英国、米国。現在の会長は、T.S.Wong(ウォン)氏。(香港)

「企業行動規範」(Code of Business Practices)

1993年、タイ・中国の玩具工場で火災が発生し、多くの従業員が犠牲となったことを契機に、

国際玩具産業協議会(ICTI)は、玩具工場の労働安全等について玩具企業が遵守すべき規範(Code)を策定することを決定し、

作業を開始しました。そして、2002年6月までに「企業行動規範」(Code of Business Practices)関係の全文書が

ICTIで採択されています。

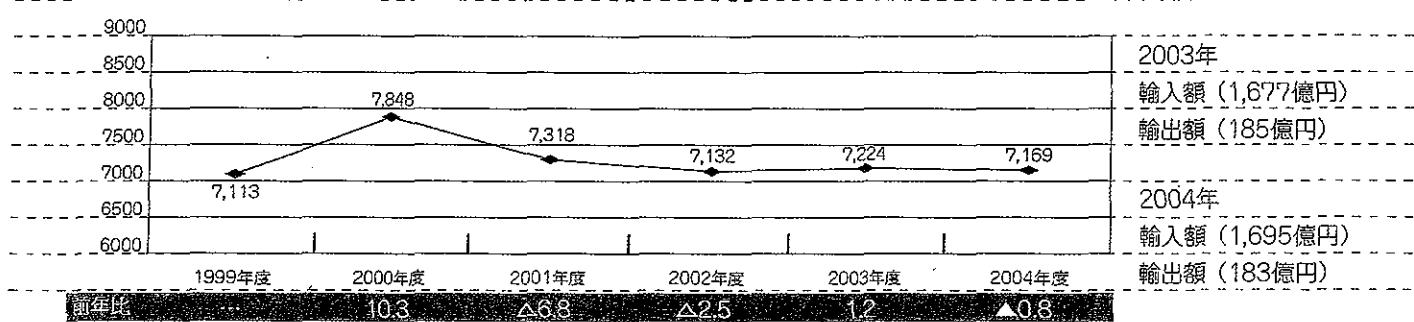
## 6.情報提供

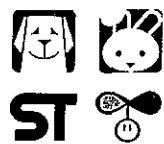
当協会は、協会のホームページを設け、広く一般に玩具関係の情報を提供しています。

また、会員向けに会員用ホームページを設け、玩具企業に関する行政情報や会員間の交流促進のための情報等を提供しています。

### 【参考資料】日本の玩具市場の状況

◆ 売上高(単位:億円)





社団法人 日本玩具協会

〒130-8611  
東京都墨田区東駒形4-22-4  
日本文化用品安全試験所ビル5F  
TEL03-3829-2513  
FAX03-3829-2510

